

内管漏えい検査 委託の手引き

2021年 3月 10日

犬山ガス株式会社

目次

| | | |
|----------------|------------|------|
| I. はじめに | ・・・・・・・・・・ | P. 2 |
| II. 委託要件の基本的事項 | ・・・・・・・・・・ | P. 2 |
| 1. 前提 | ・・・・・・・・・・ | P. 2 |
| 2. 基本要件 | ・・・・・・・・・・ | P. 2 |
| 3. 定期漏えい検査の要件 | ・・・・・・・・・・ | P. 4 |
| 4. 開栓時漏えい確認の要件 | ・・・・・・・・・・ | P. 5 |
| 5. その他 | ・・・・・・・・・・ | P. 6 |
| III. 手引きの開示 | ・・・・・・・・・・ | P. 6 |

I. はじめに

本手引きは、犬山ガス株式会社（以下「当社」という。）が都市ガス事業における開栓時及び定期漏えい調査（以下「内管漏えい検査」という。）の保安水準及び業務の継続性を確保するため委託要件を示す。

委託要件に必要な業務の内容及び、その他必要となる事項を定め、安全で円滑に業務を行い保安の確保や継続的な業務を行うことができる事業者の選定に資することを目的とする。

II. 委託要件の基本的事項

1. 前提

- (1) 当社は、内管漏えい検査で外部委託している範囲について、保安水準の確保等をするため委託要件を定める。
- (2) 委託先はその要件を遵守する。
- (3) 内管漏えい検査とは、法定業務である「定期漏えい検査」、及び自主保安業務である「開栓時漏えい確認」のことをいう。
- (4) 「手引き」作成にあたり保安水準を確保するため、当社の自主的な保安の取り組みについて必要な要件を記載しており、この定めた自主的な保安の取り組みを委託先は実施すること。
- (5) 「定期漏えい検査」は、法定業務として厳格性が要求されることから、委託先は適切な業務遂行により保安水準を確保し、法定満期を遵守するために継続的に体制を確保すること。

2. 基本要件

(1) 認定要件

- ①取引上生じる債権の保全に十分な担保能力を有すること。また、連帯保証人がいること。
- ②継続的に委託業務を実施するに足る事業基盤を有すること。
- ③「内管検査員」資格を有する要員を一定数（概ね2名）以上確保しており、業務に従事させること。
- ④内管漏えい検査業務に必要な装備を一定数以上保有しており、業務に利用できること。
- ⑤当社の供給区域内での内管漏えい検査業務に支障を来さない地域に事業所を有すること。

(2) 欠格要件

- ①精神の機能の障害により当該業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- ②破産手続き開始の決定を受け復権を得ない者。
- ③委託の認定を取り消されてから2年を経過していない者。

④反社会勢力、もしくは反社会的勢力と非難されるべき関係がある者。

⑤その他当社が別途定める要件に該当する者

(3) 保安水準の確保

①当社は、委託先が保安水準を確保するための体制を継続的に確保できることを確認する。

②当社は、内管漏えい検査の抜き取り検査を行い、検査結果を委託先管理者へフィードバックする。

③委託先は、保安水準を確保するための体制を当社の定める様式に従い、必要な項目を定期的に報告すること。変更が必要な場合は、速やかにその内容を報告すること。

④委託先は、当社が定めた自主保安業務を実施すること。

⑤委託先は、当社が定めた保安品質、CS等の諸施策に協力すること。

⑥委託先は、当社が実施する内管漏えい検査の実施状況確認のための委託先の事業所監査を受けること。また、監査結果の指摘・改善事項等に対して、真摯に対応するよう努めること。

⑦委託先の経営者は、その受託する業務について、管理者・検査員へ保安に関する指示を行う、当社が実施する保安教育等へ業務従事者を参加させるなど、保安意識をもって管理を行うこと。

⑧委託先の管理者は、当社が実施する内管漏えい検査の抜き取り検査結果のフィードバックを受けた場合、その検査結果に基づき検査員に指導等を行うこと。

⑨委託先の検査員は、当社の指定する研修を修了していること。

(4) 自主保安業務の実施

①委託先は保安水準の確保の観点から内管漏えい検査と併せて以下の業務を実施すること。

- ・露出部の外観検査
- ・マイコンメーターの点滅有無確認
- ・ガス警報器設置有無の確認及びお客さまに対して設置の促進
- ・お客さまに対する点検結果のお知らせの説明

(5) 再委託への対応

①委託先は、あらかじめ書面により当社の承諾を得たうえで、再委託の手続きを行うこと。

②委託先は、当社と委託先との契約内容を、再委託先との契約内容に反映すること。

③委託先は、再委託先を管理する方法を当社に事前に書面にて説明すること。

④委託先は、定期的に再委託先の管理状況（抜き取り検査結果や指導、監査結果など）を当社へ報告すること。

⑤再委託先は、委託先との契約内容を遵守することの誓約書を、委託先を通じて当社へ提出すること。

(6) 委託の取り消し等

- ①当社は、委託先の業務遂行体制・能力等が保安水準の確保に適応しないと判断した場合、委託先に不正または不信な行為が認められた場合、委託先に対しその理由を明示して委託業務の範囲を制限・停止できるものとする。
- ②当社は、委託先が、契約期間中に体制を確保できず、継続的に受託できなくなった場合、当該委託先に代わる担い手が見つかるまでの労務・費用等を当該委託先に求めることができるものとする。
- ③検査員の資格保有者に不正または不信な行為が認められた場合は、当社は、委託先の管理者を通じて検査員に対しその理由を明示し、資格停止または取り消しできるものとする。

3. 定期漏えい検査の要件

(1) 対象範囲

- ①対象となる業務は以下のとおりである。
 - ・灯外内管の外観検査及び漏えい検査
 - ・灯内内管の外観検査及び漏えい検査
 - ・その他委託業務に関する指示事項

(2) 必要資格

- ①定期漏えい検査に従事する検査員は、「一般社団法人日本ガス協会内管検査員」資格有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

(3) 業務実績

- ①委託先は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLP除く）が、適正な期間（概ね4年）以上あること。
- ②検査員は、定期漏えい検査または開栓時漏えい確認の実績（ともにLP除く）が、3ヶ月以上または、内管検査員の資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けていること。

(4) 関与・統制、信頼性

- ①当社の関係会社または当該関係会社の子会社や関連会社であること。
- ②当社と長期的な取引があること。
- ③当社と関与・統制、信頼性を確保するための契約を締結し、法定周期を遵守すること。

(5) 継続的な体制確保

- ①当社は、委託先の経営状況や経営の安定性を確認する。
- ②当社は、検査数予測に基づき委託先が最適な要員数を確保できているか定期的に確認する。
- ③委託先は、業務体制、検査員の要員計画を定期的に当社に届け出ること。
- ④委託先は、長期継続（概ね8年以上）できる体制を構築すること。

- ⑤委託先は、2年以上前に解約を申し入れること。
- ⑥委託先は、継続的に受託できなくなった場合、自らに代わる担い手が見つかるまでの労務費用等を負担すること。

(6) 効率的な運用

- ①当社は、面的などによる確実かつ効率的な周期管理、検査巡回を行う。
- ②委託先は、当社が運用している面的などによる確実かつ効率的な運用を遵守すること。
- ③委託先は、お客さまの開閉栓状況に関わらず、委託契約期間中は当社が定めた方法により法定周期を管理すること。
- ④委託先は、当社が指定するシステムや計測器等を活用し、検査業務を管理すること。

4. 開栓時漏えい確認の要件

(1) 対象範囲

①訪問及びお客さまの確認

- ・該当するお客さま（本人または代理人）であることを確認し、開栓の立会によって、保安上の周知を確実に行う。

②灯内内管漏えい有無の確認

- ・灯内内管の漏えい有無の確認を行い、屋内でのガス漏れに起因する事故を防止する。

③ガスメーターの状況の確認

- ・適切なガスメーターが設置されているか確認する。
- ・マイコンメーターの起動操作を行い、ガスを使用できる状態にするとともに、立会者にマイコンメーター機能説明と復帰方法等を説明し、マイコンメーターの正しい理解とトラブル防止を図る。

④点火試験

- ・ガスの置換と供給状態を確認し、安全使用が可能な状態にする。

(2) 必要資格

- ①開栓業務に従事する調査員は、「一般社団法人日本ガス協会内管検査員」資格を有しており、3年間に1回の資格更新が適切に行われていること。

(3) 業務実績

- ①委託先は、開栓時漏えい確認または内管保安・工事に関する業務実績（LP含む）が適正な期間（概ね1年間）以上あること。
- ②検査員は、定期漏えい検査（LP含む）または開栓時漏えい確認の実績が、3ヶ月以上または、内管検査員の資格を有する者に1ヶ月以上同行して業務の現場教育を受けた場合や、内管検査員の業務実績に代わる講習を受講していること。

(4) 体制確保

- ①委託先は、開閉栓の繁忙期（引っ越しの多い時期）においても、対応できる体制を

確保すること。

- ②委託先は、長期休日（ゴールデンウィーク、お盆、年末年始など）においても、一定の業務体制を確保すること。

5. その他

(1) 特殊なガス設備が設置されている建物等の内管漏えい検査

- ①委託先は、特定地下街・地下室等の場合、委託先が、定期漏えい検査時に地下区分設定の確認ができること。
- ②委託先は、内管図面等により配管系統を確認し、検査範囲を適切に把握できること。
- ③委託先は、定期漏えい検査時に特殊設備（ガス遮断装置など）の作動確認ができること。
- ④委託先は、内管工事・維持管理の実績があること。

(2) 受託するための手順・手続き

①受託相談

- ・当社は、受託希望者から相談窓口を確認・相談があった場合は、委託先選定期間や委託要件、受託申請手続きに関して説明します。

②受託申請手続き

- ・受託希望者は、受託参加申請書に必要事項を記載し、当社が指定する窓口に提出していただきます。

③申請書類確認

- ・当社は受託希望者から提出された受託参加申請書の内容をチェックし、委託要件を満たしているか確認します。

【申請・相談窓口】

犬山ガス株式会社 供給部

TEL：0568-61-0002

FAX：0568-62-8708

④委託先選定

- ・当社は、保安水準の確保及び法定周期遵守等の観点から、受託希望者に対する審査基準を設け、その基準に基づいて審査を行い、委託先を選定します。

III. 手引きの開示

- ・当社は、本書「内管漏えい検査 委託の手引き」や問い合わせ窓口をホームページ等を開示する。